

神戸市青少年指導員協議会補助金交付要綱

平成27年4月1日 教育長決定

平成27年12月1日 一部改定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市青少年指導員協議会に関する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助事業の対象となる者は、神戸市青少年指導員協議会とする。

(対象経費)

第3条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する事業に要する経費のうち、神戸市青少年指導員協議会規約第4条第1号に関するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内を限度とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するとき、次に掲げる書類を当該補助事業を実施しようとする年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲

げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第1項の交付決定通知書を受領後に、補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第7号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第9号)

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書

(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書(様式第10号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 神戸市青少年指導員協議会補助金交付要綱(平成26年4月1日教育長決定)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。